

# 1 生徒心得

本校の教育目標に従い、勉学に励むと共に秩序ある生活の中で、明るく健やかな教養のある高校生として行動するように努める。

## 1 高校生活について

### (1) 校内生活

#### ア 始業時刻

8時30分

#### イ 終業時刻

月 16時30分 火～金 15時35分

#### ウ 最終下校時刻

4月1日～9月30日 17時30分

10月1日～3月31日 16時50分

但し、指導担当教員の下で残留をする生徒は残留を認める。

(注) 1 すべての時刻は、校門を出る時刻である。

2 残留は顧問またはそれに準ずる責任者がつく。

3 テスト前1週間は部・同好会活動を原則中止する。

#### エ 遅刻、早退届等の手続（様式は別記）

オ 欠席をする場合は、8時20分までに保護者が学校へ連絡する。

### (2) 校外生活

ア 常に本校の生徒であることを自覚して行動する。

イ 不健全な飲食店、娯楽場等には立ち入らない。

ウ 夜間の外出、特に一人歩きはしない。

エ 事故があった場合は速やかに学校に連絡する。

アについて：地域から信頼され伝統のある茂原高校の生徒として誇りを持って行動することを求めています。

イについて：安全面、健康面に配慮するとともに、危険を未然に防止するためです。

ウについて：イに同じです。

エについて：事故後の対応を組織的に迅速に行うためです。

### (3) 通学

ア 通学時には、学生鞆型かリュックサック型を使用する。（紙袋使用禁止）

イ 学校、茂原駅間にバスの便がある。

ウ オートバイ通学（原動機付自転車）

原則として駅まで片道10km以上で、他に適当な交通機関のない場合許可することがある。ただし、通学路の状況により片道10km未満でも許可する場合がある。また、部活動に加入している者で本人及び保護者から申し出があった場合は、生徒指導部で十分に検討した後、校長の許可を経て所定の条件の下これを認める。（令和7年4月改訂）

エ 自転車通学

届け出て鑑札をつける。また、転倒した際などに頭部を守るためにヘルメットを着用すること。

（令和6年4月 改訂）

（令和8年4月 改訂）

アについて：安全面や機能性から決めました。

ウについて：生命にかかる交通事故の未然防止のために通学許可の制限を設けています。上記条件に基づき許可した場合であっても、交通安全指導やマナーの遵守等の指導はきめ細かく実施します。

エについて：盗難や紛失時に発見しやすくするため、また、頭部損傷による重大な事故を防止するためです。

(4) 旅行等

学割が必要な場合は届け出ること。

(令和6年4月 改訂)

事故等が発生した場合に、関係機関と迅速に対応するためです。

2 服装について

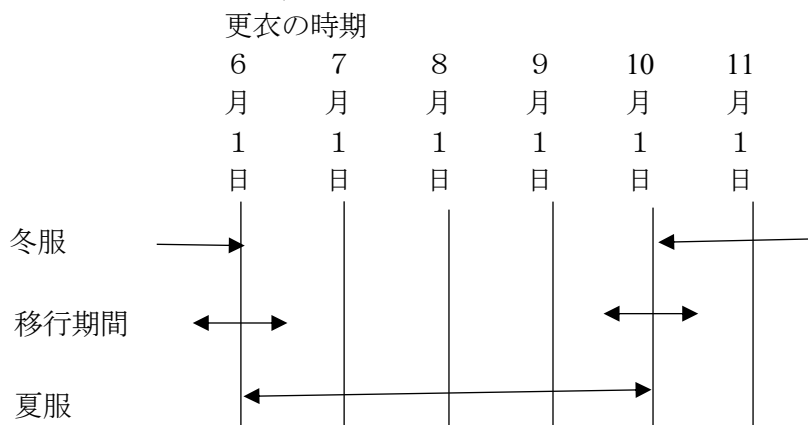
(1) 通学服

ア 本校指定のものとする。

イ ブラウス……………本校指定の長袖、または半袖のシャツ(ノーネクタイノーリボン)とする。

ウ ネクタイ、リボン……………本校指定のものとし、上着を着用する場合は、必ず付ける。

エ 更衣の時期は、下記のとおりとする。



(注)

1 夏の更衣は、6月1日を原則とする。

2 秋の更衣は、10月1日を原則とする。

3 移行期間は、6月1日・10月1日の前後1週間程度とする。

(平成17年10月改訂)

(令和4年7月改訂)

4 天候不順の場合、また健康状態によりこの限りではない。

(平成9年2月(1)エ 改訂)

(1) について：落ち着いた学習環境を整えるため、また安全性や機能性を高めることを目的として制服を定めています。

(2) 履物

ア 通学靴は、黒・茶の革靴(ローファーのもの)または運動靴とする。

(2) について：(1)と同様の趣旨であり、制服に準じ、全体にバランスが合うように定めています。外部の方が見ても違和感がなく、生徒が外見で不利益を被らないよう配慮しています。

(3) 靴下

ア スラックス時のソックスは、地味な色とする。

スカート時のソックスは、黒・紺の無地ハイソックスとする。ただし、夏服期間は指定ソックスも着用可とする。

イ タイツ・ストッキングは、黒・肌色のものを着用可とする。

(3) について：(1)と同様の趣旨であり、制服に準じ、全体にバランスが合うように定めています。外部の方が見ても違和感がなく、生徒が外見で不利益を被らないよう配慮しています。

(4) 防寒着

ア 華美でない無地とし、防寒としての機能を果たすものとする。(令和7年4月 改訂)

イ セーター・カーディガン・ベストは上着の下のみ着用可とする。

ただし、教室内(選択、多目的室、実験・実習室ふくむ)に限り、上着の脱衣を認める。

(令和6年6月 改訂)

ウ マフラーは華美でないものを着用する。

(4) について：(1)と同様の趣旨であり、制服に準じ、全体にバランスが合うように定めています。外部の方が見ても違和感がなく、生徒が外見で不利益を被らないよう配慮しています。

#### (5) 頭髪

ア パーマ・染髪・脱色・カール・カツラ・つけ毛などの加工は禁止

イ 頭髪は清潔感のある高校生らしいものとする。

・奇抜でないこと。学習の妨げにならないものとする。

(例) 前髪が目にかからない。前傾姿勢になったとき、光が遮断されない。(令和6年4月 改訂)

(5) について：落ち着いた学習環境を整えるため、また、外部の方が見ても違和感がなく、生徒が外見で不利益を被らないよう配慮しています。生来の髪の色やくせ毛等について指導することはありません。

#### (6) カバン

ア 学生カバン型かリュック型とし、色は華美でないものとする。

イ 必要に応じて、スポーツバックは可。

ウ 袋類は認めない。

(6) について：安全性、機能性を考慮して定めています。

#### (7) その他

ア スマートフォン等携帯電話は、原則として放課後まで私用による校内での使用は禁止とする。(電源はサイレントモード)

イ 装身具(アクセサリ・指輪・イヤリング・ピアス・ネックレス他)や化粧等禁止する。

ウ スラックス時のベルトの色については、黒または茶とする。

エ やむをえず規定以外の服装をする場合は担任を通じて異装届を提出し、許可を受けること。

アについて：人との対面のコミュニケーションを重視するためです。授業中は教科担当の元に使用を認めます。

イについて：落ち着いた学習環境を整えるため、また、外部の方が見ても違和感がなく、生徒が外見で不利益を被らないよう配慮しています。

附則 平成5年2月 改訂 平成5年度新入生より適用

平成7年10月 (4) のア 改訂

平成9年2月 (3) のア 改訂 平成9年度より実施

平成15年3月 (7) のア 改訂 平成15年度より実施

平成16年3月改訂 平成16年度新入生より適用

令和4年6月 (3) のア (5) のイとウ (6) のア 改訂

令和5年7月 (4) のア (6) のア 改訂

令和6年4月 (3) のア (5) のアとイ (7) のウ 改訂

令和6年6月 (4) のイ 改訂

令和7年4月 (4) のア 改訂

### 3 公欠の取扱

(1) 公文書にもとづく試合、研究発表会及び公的活動と認められたものへ参加する場合。

(2) 交通機関の事故による場合。

(3) その他教育上必要と認められる場合。

### 4 アルバイトについて

(1) 平常時のアルバイト

ア 1年生の許可は、第1学期末考査終了後とする。(平成17年4月改訂)

イ 原則として、経済的に困難な状況にある者について認める。

- ①許可内容
  - ・家計の補助を目的とする。
  - ・進路に関わる費用のため。（平成16年4月改訂）
- ②許可条件
  - ・学業成績は中程度以上とする。（但し、家計の補助の場合は考慮する。）
  - ・原則として担任・学年主任の保護者面談後に生徒指導部で協議する。
  - ・学業成績不振な者、生徒心得に著しく反している者については許可を取り消す。（平成15年4月改訂）

ウ 実施報告書は、学期末に提出する。（様式改訂 令和4年4月1日）  
（平成16年4月改訂）

(2) 長期休業中のアルバイト

ア 家庭において充分相談した上で、ホームルーム担任に申し出て許可を得る。

イ 次のものについては認めない。

- (ア) 宿泊を伴うもの
- (イ) 危険な場所や作業内容を伴う仕事及び場所
- (ウ) 高校生としては不健全と思われるもの
- (エ) 学業成績不振の者
- (オ) 生徒心得に著しく反している者（平成10年4月1日追加）

ウ 「アルバイト許可願」をホームルーム担任に提出し、校長の許可を得る。

なお、就労時は必ず許可証を携行する。

エ 休業後、すみやかに実施報告書を提出する。

オ 就労時間は原則として20時までとする。（平成16年4月改訂）

(3) 3年学年末試験後のアルバイトについて

ア 卒業式以前については、(2)を適用する。

イ 就労期間は制限しない。但し出校日には必ず出校する。

ウ 冬季休業中のアルバイトと同じ場所で行う場合に限り、冬休みと学年末考査後を1つの書類で処理する。（平成10年4月1日追加）

4について：本校では、「文武両道」の方針のもと、学業と部活動の両立により、社会に有用な人材の育成を目指しています。長期休業中については、勤労意識の向上や社会体験も考慮しています。

5 運転免許取得について（令和7年4月改訂）

(1) 原動機付自転車，普通自動二輪車

満16歳を迎えた生徒で、原動機付自転車，普通自動二輪車運転免許の必要な者の免許取得及び免許取得のため自動車教習所入所を届出制とする。

(2) 普通自動車

第3学年生徒で、卒業後普通自動車運転免許の必要な者の免許取得及び免許取得のため自動車教習所入所を届出制とする。

(3) その他の運転免許取得について

卒業後、運転免許の必要な者の免許取得及び免許取得のための自動車教習所等入所を届出制とする。

(4) 普通自動二輪車，普通自動車など教習所入所が必要な免許取得に関して次の者の運転免許取得希望申請書は受付しない。

- ア 学業成績が不振の者
- イ 出席状況が不良の者
- ウ 生活態度が著しく生徒心得に反している者

(5) 原動機付自転車など教習所入所を必要としない免許取得に関して次の者の運転免許取得希望申請書は受付しない。

生活態度が著しく生徒心得に反している者で免許取得によって学校生活に支障があると生徒指導部が判断する者

(6) 免許取得手順

- ア 当該生徒が18歳未満の場合は、事前に担任が生徒及び保護者との面談を行う。
- イ 原動機付自転車、普通自動二輪車については満16歳以降、普通自動車については第3学年進級後、運転免許取得希望申請書を受け付ける。
- ウ 運転免許取得希望申請書に必要事項を記入し、担任の確認を受けて生徒指導部係に提出する。
- エ 生徒指導部係は、記載事項等の確認をし、運転免許取得前確認証を（担任を通じて）該当生徒へ受け渡す。その際に、運転免許取得報告書の様式を渡す。

(7) 運転免許取得後

- ア 運転免許取得報告書を担任へ提出し、担任は生徒指導部係へ提出する。
- イ 生徒指導部係は、運転免許取得生徒へ取得後確認を行う。
- ウ 在学中に原動機付自転車、普通自動二輪車、普通自動車の運転免許取得をし、車両の取得・購入及び通学以外での運転を希望する生徒は、学校に車両取得・運転誓約書をもって届け出る。なお、当該生徒が18歳未満の場合は、保護者の署名を必須とする。
- エ 普通自動二輪車等の免許を取得（取得予定を含む。）した生徒は、年1回、交通安全教室に参加する。交通安全教室は、学区毎に実施場所を指定し、実施する。

(8) その他

- ア 届出に関する細部の手順、様式、注意事項等は別に定める。
- イ 許可後に（3）に該当する状況となった場合、教習、免許取得停止となる。
- ウ 原則として車両を購入した、または譲渡等で取得した場合、任意保険に加入すること。

6 通学について（令和7年4月 改訂）

(1) 原動機付自転車（1 ウより抜粋）

原則として駅まで片道10km以上で、他に適当な交通機関のない場合許可することがある。ただし、通学路の状況により片道10km未満でも許可する場合がある。また、部活動に加入している者で本人及び保護者から申し出があった場合は、生徒指導部で十分に検討した後、校長の許可を経て所定の条件の下これを認める。

(2) 原動機付自転車による通学許可を受けた者は、次のア～ウの書類を提出する。

- ア 通学許可願
- イ 誓約書
- ウ オートバイ通学許可証

(3) 普通自動二輪車、普通自動車

交通事故防止と安全面配慮の観点から通学手段として認めない。

5について：免許取得者を確実に把握し、県が実施する交通安全教室に確実に参加させる等、安全面に配慮します。上記条件に基づき届出した場合であっても、交通安全指導やマナーの遵守等の指導はきめ細かく実施します。（4）～（8）については安全面、学業を優先することに配慮しています。

6について：生命にかかる交通事故の未然防止のために通学許可の制限を設けています。上記条件に基づき許可した場合であっても、交通安全指導やマナーの遵守等の指導はきめ細かく実施します。